

他府県等から京都府公立高等学校を志願するみなさん及び 京都府内で公立高校の通学区域を越えて転居されるみなさんへ

令和4年度入学者選抜

入学日までに確実に転居予定である場合に、「特別事情具申」という手続きをしていただくことにより、京都府公立高等学校を志願することができます。

特別事情具申とは

他府県や外国から京都府内に転居される場合や、京都府内で公立高校の通学区域を越えて転居される場合などに事前に住所を届け出てください。手続きは直接ご来庁の上、行っていただきます。なお、事前相談はお電話でも可能です。

1. 手続期間

令和4年1月5日(水)から1月17日(月)まで(日・土・祝日除く) 午前9時～午後5時まで
ただし、前期選抜・特別入学者選抜に志願する場合は、
令和4年1月5日(水)から1月11日(火)まで(日・土・祝日除く) 午前9時～午後5時まで

2. 受付場所(京都府教育庁または各教育局)

- ・京都府教育庁指導部高校改革推進室
京都市下京区中堂寺命婦町1-10 京都産業大学むすびわざ館 TEL:(075)414-5848
- ・乙訓教育局 向日市上植野町馬立8 TEL:(075)933-5130
- ・山城教育局 京田辺市田辺明田1 TEL:(0774)62-0148
- ・南丹教育局 南丹市園部町小山東町藤ノ木 21 TEL:(0771)62-0304
- ・中丹教育局 綾部市川糸町堀ノ内 39 TEL:(0773)42-1200
- ・丹後教育局 宮津市字吉原 2586-2 TEL:(0772)22-2175

3. 提出書類(選抜要項p96)及び本資料p3確認シートとあわせてご確認ください)

(1) 転居の場合(保護者と志願者が京都府内に転居する)

- ① 高等学校入学志願者の住所に関する届 第2号様式(の2) 選抜要項p124
- ② 転居先住所又は生活の本拠を確認できる書類
- ③ 返信用封筒(定形・84円切手を貼ったもの)
- ④ その他、それぞれの事情に応じて必要とする証明書又は資料

(2) 単身赴任等の場合(志願者が京都府内に居住する保護者の住所へ転居する)

- ① 副申書 選抜要項p125
- ② 府内の住所が確認できる書類
- ③ 返信用封筒(定形・84円切手を貼ったもの)
- ④ その他、それぞれの事情に応じて必要とする証明書又は資料

■学区外の中学校に通学している場合

- ① 京都府へ転居したが、「区域外就学」の許可を受け、転校せずに中学校に通っている。
→ 手続きは不要ですが、出願時に「区域外就学許可証」等の写しを添付してください。
- ② 京都府内の住所から府外の国・私立中学校に通学している。
→ 手続きは不要です。ただし、志願者が保護者と別居して通学している場合には、その事情を記した在学中学校長の副申書(任意様式)を出願時に添付してください。

手続後の流れ

1. 受理書・副申書の受領

教育委員会で内容を審査し、後日、「受理書」もしくは「副申書」を返送します。

2. 出願

「受理書」もしくは「副申書」を入学願書に添付することで、出願が可能になります。

3. 「受理書」もしくは「副申書」の再発行

前期選抜の合格発表後、中期選抜を受検する場合は、教育委員会で「受理書」もしくは「副申書」を再発行します。

再発行が必要か確認するため、前期選抜の合格発表日に可否に関わらず、手続をした受付場所へ中期受検の有無について必ず連絡をしてください。

なお、再発行した書類は、教育委員会から出願校へ送付するため、願書への添付は不要です。

その他

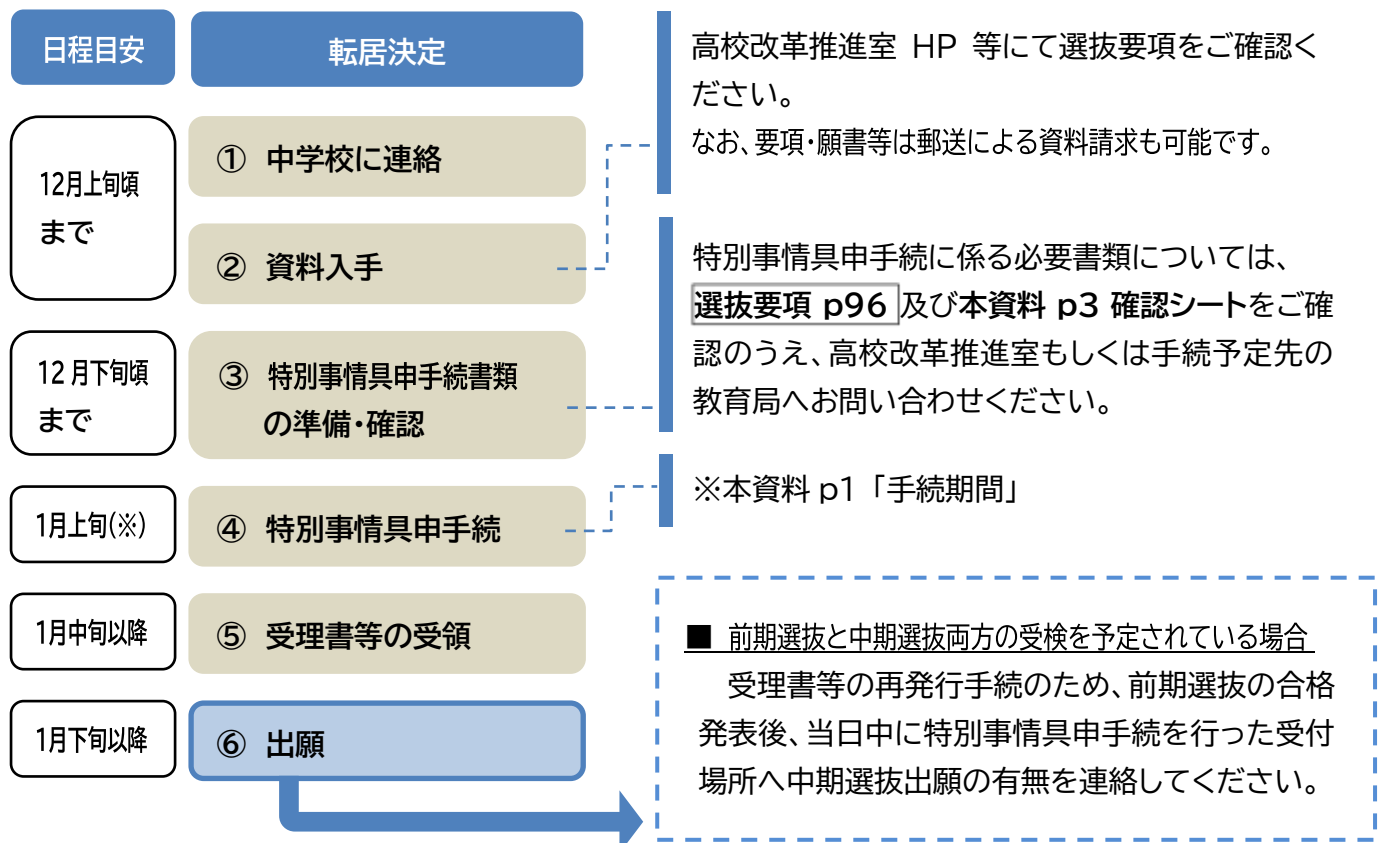
1. 転居等の予定がある場合は、まずは中学校に連絡のうえ、高校改革推進室もしくは手続予定先の教育局へご相談ください。なお、ご相談は中学校からでも保護者の方からでも構いません。

2. 事情をよく説明できる成人の方であれば、保護者以外の方でも手続をしていただけます。

3. 住民登録(住民票)は、手続時点では提出を求めています。

ただし、合格後、入学手続の際に住民票記載事項証明書の提出を求めますので、それまでには住所を異動させてください。

■ 出願までの流れ



特別事情具申手続の提出書類について(提出書類確認シート)

特別事情具申手続に係る提出書類を準備する際にご活用ください。

フィック

① 高等学校入学志願者の住所に関する届 第2号様式(の2)または副申書

ご事情に応じて、いずれかの書類をご準備ください。

■ 保護者と志願者が京都府内に転居する場合

⇒ 高等学校入学志願者の住所に関する届 第2号様式(の2) 選抜要項p124

■ 単身赴任等により既に京都府内に居住する保護者の住所に志願者が転居する場合

⇒ 副申書 選抜要項p125

フィック

② 転居先住所又は生活の本拠、府内の住所を確認できる書類

ご事情に応じて、いずれかの書類をご準備ください。

■ 持家に転居する場合

書類(例)	備考
<ul style="list-style-type: none"> 家屋に係る固定資産税納入通知書と明細書(写) 家屋評価証明書(写) 家屋登記謄本(写) 	<ul style="list-style-type: none"> 当該年度に発行されていること 所有者全員の氏名が確認できること (家屋に係る固定資産税納入通知・明細書は、共有名義人の氏名が記載されていない場合があります)

■ 家屋を新築又は購入し転居する場合

書類(例)	備考
<ul style="list-style-type: none"> 家屋に係る売買契約書(写) 建築請負契約書(写) 	<ul style="list-style-type: none"> 入学日までに完成・引渡しがされることがわかること

■ 借家・社宅等に転居する場合

書類(例)	備考
<ul style="list-style-type: none"> 賃貸契約書(写) 	<ul style="list-style-type: none"> 入学日までに入居することがわかること 入居者名に保護者・志願者氏名の記載があること
<ul style="list-style-type: none"> 社宅入居証明書 	以下の事項が記載され、勤務先代表者(所属長)印があること ア 入居(予定)年月日 イ 入居先住所 ウ 入居者全員の氏名

フィック

③ 返信用封筒(返信先を記入し、84円切手をはったもの)

フィック

④ その他、それぞれの事情に応じて必要とする証明書又は資料

①～③の書類をご確認のうえ、高校改革推進室もしくは手続予定の教育局へご連絡ください。
ご事情に応じて、必要資料等をご案内いたします。

■ 必要となる資料の一例

書類(例)	ご事情(例)
<ul style="list-style-type: none"> 同意書 選抜要項p126 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の方が転居先住居の所有者または借主でない場合 賃貸契約書の入居者名に保護者・志願者氏名の記載がない場合 等
<ul style="list-style-type: none"> 更新契約書 	賃貸契約期間が入学日までに満了し、更新契約をする場合 等